

JC カード会員特約

第1条(名称)

本カードは公益社団法人日本青年会議所(以下「JC」という)と三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「JC 会員VISA ゴールドカード」または「JC 会員VISA カード」と称します。

第2条(会員の資格)

本会員はJC の会員を加入対象とし、本特約ならびに三井住友VISA カード&三井住友マスターカード会員規約(以下「会員規約という」)を承認のうえ入会の申込みをした方で、JC と当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員が、JC もしくは当社的一方から、カード会員資格を取り消される場合があっても、このことにより、JC 会員としての資格を喪失するものではありません。

第4条(JC のサービスの利用)

1. 会員は、JC より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、JC 所定の方法に従うものとします。

第5条(JC カードローン)

1. 会員規約に定めるキャッシングリボは、JC カードローン(以下「本ローン」)と読み替えて適用されるものとします。
2. 本ローンの利率は、一般カードは年16.8%、ゴールドカードは年15.0%の割合とします。但し、会員規約第38条第1項に規定する但書は本特約においても適用されるものとします。また、金融情勢の変化などにより、相当の理由がある場合には、一般に行われる程度の利率に変更できるものとします。
3. 本ローンの資金使途は自由です。

第6条(支払期日)

会員が指定できる支払期日は、カードの種類にかかわらず、毎月10日(但し、金融機関の都合により毎月8日となることがあります)のみとします。

第7条(家族カードの取扱い)

会員は、ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプを申込み、発行を受けることはできないものとします。

第8条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員は、その改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されます。